

議案第4号

鳥栖市長の権限事務の委任規則の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市長の権限事務の委任規則の一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第9号の規定によりこの案を提出する。

鳥栖市長の権限事務の委任規則の一部を改正する規則案の概要

1 改正の理由

佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正（以下「改正条例」という。）に伴い、佐賀県知事の権限に属する事務のうち、市内小中学校に在籍する県費負担教職員（以下「教職員」という。）の児童手当の受給資格の認定等に係る事務（以下「移譲事務」という。）を鳥栖市が処理することによるもの

2 改正の内容

現行、教職員は、児童手当を受けようとするときは、所属する佐賀県知事に対し、認定請求書、現況届等を提出することによって、受給資格の認定等を受けなければならない。

改正条例の施行日（令和4年4月1日）以降、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、移譲事務を鳥栖市が処理することとなる。これを受けて、鳥栖市の代表権を有する鳥栖市長の権限に属することとなる当該移譲事務を教育委員会に対して委任することとする。

3 施行日

令和4年4月1日

ただし、引用条項の改正規定については、令和4年6月1日から施行する。

4 現状と今後の移譲事務の処理について

(1) 県内の公立小中学校における教職員の諸手当については、扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定権限が平成22年4月から県より移譲され、各市町が処理している。学校事務の共同実施に伴い、複数人によるチェック体制が整っており、統括事務長又は事務長である学校運営支援室長が認定を行っている。

(2) 一方、児童手当については、平成22年当時、こども手当の制度創設が濃厚となり、児童手当の廃止が見込まれたことから市町への権限移譲が見送られ、現在は各学校の事務職員がチェックしたうえで県教育委員会へ認定等に必要な書類を郵送している。件数については、学校ごとに認定、改定事務が2、3件/年、毎年度6月1日現在で確認している現況確認が5、6件となっている。

今回の鳥栖市への移譲及び市教育委員会への委任により、県教育委員会への郵送料の削減、個人情報管理上のリスクの軽減、添付書類（住民票、所得証明書等）を扶養手当の認定書類と兼ねることによる書類の削減が可能となり、認定事務の効率化が期待できる。なお、移譲事務の実務は、学校運営支援室が所管することを予定している。

鳥栖市長の権限事務の委任規則の一部を改正する規則案

第1条 鳥栖市長の権限事務の委任規則（昭和57年規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(委任の範囲) 第2条 教育委員会に対して委任する事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略</p>	<p>(委任の範囲) 第2条 教育委員会に対して委任する事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係るものに限る。）に関すること。</u> <u>ア 法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定による受給資格及び児童手当（法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。）の額の認定</u> <u>イ 法第9条第1項及び第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定による児童手当の額の改定</u> <u>ウ 法第26条第1項及び第3項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出等の受理</u></p>

第2条 鳥栖市長の権限事務の委任規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(委任の範囲) 第2条 教育委員会に対して委任する事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号におい</p>	<p>(委任の範囲) 第2条 教育委員会に対して委任する事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号におい</p>

て「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係るものに限る。)に関すること。

ア 法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定による受給資格及び児童手当(法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。)の額の認定

イ 法第9条第1項及び第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定による児童手当の額の改定

ウ 法第26条第1項及び第3項(法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出等の受理

て「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員に係るものに限る。)に関すること。

ア 法第17条第1項の規定により読み替えて適用される法第7条第1項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の規定による受給資格及び児童手当(法附則第2条第1項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。)の額の認定

イ 法第9条第1項及び第3項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の規定による児童手当の額の改定

ウ 法第26条第1項及び第3項(法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出等の受理

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和4年6月1日から施行する。